（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（海上運送法第三十九条の六の確認を受けた者に係る交付の申請等の特例）

第六十一条の二　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の六の確認を受けた者が交付の申請をする場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「船舶測度官に、当該船舶に立ち入り、国際総トン数及び純トン数の測度を行わせ、かつ」とあるのは、「船舶測度官に」とする。この場合において、第五十九条第二項及び第三項、第六十条並びに前条第二項の規定は、適用しない。

別表第7中備考4の次に次のように加える。

5．海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、21,000円とする。

別表第7の2中備考4の次に次のように加える。

5．海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、20,900円とする。

別表第8中備考4の次に次のように加える。

5．海上運送法第39条の6の確認を受けた者が交付の申請をする場合における手数料の額は、24,600円とする。

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第三条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五号様式の裏面中「抜すい」を「抜粋」に、「又は第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項」を「、第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、海上運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十二月十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第三条の規定による改正前の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票及び第三条の規定による改正後の海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第五号様式による証票とみなす。